

### ③ その他検討事項

ア ①、②を確認するためのスキームをどうするか

- ・ 有機則第18条の2等の適用除外は、所轄労働基準監督署長あて許可申請をすることとされており、当該制度の導入にあたっては同様の手続としてはどうか
- ・ 有機則第18条の2等の適用除外の許可申請をする際は、労働者保護のため許可されるまでの間、労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用を求めていることから、新たな発散抑制方法の導入にあたっては同様の措置を求めるべきではないか

イ 本制度の対象について、次のものを対象としてはどうか

- ・ 有機則の有機溶剤
- ・ 特化則の第2類物質
- ・ 鉛